日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 04.02

No.12-026

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

3. 30 客室乗務員原告裁判速報

またも請求を棄却　原告団は控訴方針

稲盛会長発言

2011 年 2 月 8 日日本記者クラブでの発言

「（解雇した 165 人を会社に）経営上会社に残すことが不可能かと言うと、そうではないのは皆さんもお分かりになると思うし、私もそう思いました」

2011 年 9 月 30 日裁判証人尋問

「（2 月 8 日の発言は）利益が出ていたのでそう言いました。その時の収益から、誰が見ても雇用を続けることは不可能でないと思ったでしょう」

裁判長：『主観的な心情を吐露したものにすぎない』

原告団の不当判決 声明

裁判所前宣伝行動と報告集会

3 月 30 日東京地方裁判所で、客室乗務員原告裁判の判決が言い渡されました。判決内容は、今後詳細に分析されますが、29 日の運航乗務員原告裁判と同様に原告の請求を棄却する内容でした。報告集会の中で、弁護団の船尾弁護士の速報分析によれば「裁判で審理した事実・証言も無視し、白石裁判長は『稲盛会長発言が、主観的な真情を吐露したにすぎない』『日本航空は、人件費の削減に踏み込めず、高コスト構造が温存されていたことが破綻の要因と指摘されていた』運航乗務員裁判とほぼ同様に『更生計画で一度決めたら（会社主張の）事業規模の縮小にも、人員を削減する必要性があったと認める。利益が上がっても考慮する必要なし。』として原告の請求を棄却する不当判決です」との報告がなされました。

また、記者会見後の内田原告団長からは「被告の会社主張を丸呑みにした不当判決です。企業の利益を守るだけで、人間の尊厳を無視しています。今まで積み上げてきた日本の女性の雇用を破壊させない為にも、国内外の世論に訴え安全と雇用を守る為に勝利するまで闘います」と控訴方針を明らかにしました。

東京地裁前の宣伝行動及び報告集会会場に参加した多くの支援者（400 名を超える参加者）からも昨日同様判決に対しての不当性を追及する発言と原告団に対する激励の発言・拍手が沸き起こりました。

報告集会会場

2012 年度（2 年目）もカンパは継続

OB乗員の皆さん積極的な参加を御願い致します

（参考）

報告集会に参加した共産党志位委員長の挨拶

「原告団・支援者のたたかいへの敬意とともに、不当判決に満身の怒りを込めて抗議します。この判決にはいろいろな問題が有ると思いますが、とくに二つの問題を強く感じました。

第一は、『自己矛盾・自己破綻をきたした判決』だということです。

判決では、会社更生法手続き下の企業にも『整理解雇 4 要件』は適用されるとしながら、具体的検討となると、『更生計画』を盾に『4 要件』をことごとく形骸化・蹂躙しています。これでは結局、会社更生手続き下の企業では首切り自由ということになります。こんなひどい自己矛盾と自己破綻はありません。

第二は、『空の安全に対する理解も見識もないことを自ら語る判決になっている』ということです。

判決で解雇の『人選基準』について、『過去に休職・病気欠勤・乗務離脱・乗務制限があったものは、・・・運航業務に対する貢献にあたっても相対的に劣る。将来も期待できない』と述べている。しかし、これでは体調不良などがあって、航空業務が出来ないと申し出ることが出来なくなる。空の安全を根底から脅かす恐ろしい考えが述べられています。

この判決で敗北したのは司法です。

この判決は、全ての労働者に対する攻撃であり、空の安全のかかった全国民にかかわる問題です。たたかいの大義はみなさん方にあります。勝利をつかむまで、最後まで、ともにたたかいます。」